

議案第 6 8 号

京丹後市重度心身障害者及び母子、父子家庭の医療費の支給に関する条例の一部改正について

京丹後市重度心身障害者及び母子、父子家庭の医療費の支給に関する条例を別記のように定める。

令和 6 年 6 月 1 7 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

京都府福祉医療助成事業費補助金交付要綱（昭和 5 0 年京都府告示第 2 9 4 号）の一部が改正され、令和 6 年 8 月 1 日以降の診療分に係る医療費助成事業に対する補助金から適用されることに伴い、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市重度心身障害者及び母子、父子家庭の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

京丹後市重度心身障害者及び母子、父子家庭の医療費の支給に関する条例（平成16年京丹後市条例第142号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第3項の次に次の1項を加える。

4 この条例において「障害等級表」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）については身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号をいい、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）については精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の表をいう。

第2条第1項第2号ア中「身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する」を削り、「身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号」を「障害等級表」に改め、同号ウ中「ア又はイ」を「アからオまで」に改め、同号ウを同号カとし、同号イの次に次の3号を加える。

ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害程度が障害等級表に定める1級に該当する者

エ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害程度が障害等級表に定める2級に該当する者（その障害程度が障害等級表に定める1級に該当する者として精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていた者が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第4項の認定を受けた結果、当該1級に係る精神障害者保健福祉手帳と引換えにその障害程度が障害等級表に定める2級に該当する者として精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたときの当該引換えを受けた2級に係る精神障害者保健福祉手帳に最初に記載されていた有効期限の到来する日までの期間内にあるものに限る。）

オ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害程度が障害等級表に定める2級に該当し、かつ、児童相談所又は更生

相談所において知能指数がおおむね50以下と判定された者

附 則

この条例は、令和6年8月1日から施行し、同日以後の受診に係る医療費分から適用する。

京丹後市重度心身障害者及び母子、父子家庭の医療費の支給に関する条例(平成16年京丹後市条例第142号)新旧対照表

現行	改正案
<p>京丹後市重度心身障害者及び母子、父子家庭の医療費の支給に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月1日 条例第142号</p>	<p>京丹後市重度心身障害者及び母子、父子家庭の医療費の支給に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月1日 条例第142号</p>
<p>第1条 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p>
<p>(定義)</p>	<p>(定義)</p>
<p>第1条の2 (略)</p>	<p>第1条の2 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
	<p>4 <u>この条例において「障害等級表」とは、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)については身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号をいい、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳(以下「精神障害者保健福祉手帳」という。)については精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項の表をいう。</u></p>
<p>(受給者)</p>	<p>(受給者)</p>
<p>第2条 重度心身障害者の医療費の給付対象者は、市内に住所を有し、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者は、この限りでない。</p>	<p>第2条 重度心身障害者の医療費の給付対象者は、市内に住所を有し、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者は、この限りでない。</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>(2) (略)</p>	<p>(2) (略)</p>
<p>ア <u>身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受け、その障害程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める1級、2級又は3級に該当する者</u></p>	<p>ア _____身体障害者手帳の交付を受け、その障害程度が<u>障害等級表</u> _____に定める1級、2級又は3級に該当する者</p>
<p>イ (略)</p>	<p>イ (略)</p>

現行	改正案
<p>ウ 3歳児検診等受診以前の者で、<u>ア又はイ</u> に掲げる者に準じ、特に市長が必要と認めたもの</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条～第16条 (略)</p>	<p><u>ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害程度が障害等級表に定める1級に該当する者</u></p> <p><u>エ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害程度が障害等級表に定める2級に該当する者(その障害程度が障害等級表に定める1級に該当する者として精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていた者が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第4項の認定を受けた結果、当該1級に係る精神障害者保健福祉手帳と引換えにその障害程度が障害等級表に定める2級に該当する者として精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたときの当該引換えを受けた2級に係る精神障害者保健福祉手帳に最初に記載されていた有効期限の到来する日までの期間内にあるものに限る。)</u></p> <p><u>オ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害程度が障害等級表に定める2級に該当し、かつ、児童相談所又は更生相談所において知能指数がおおむね50以下と判定された者</u></p> <p><u>カ 3歳児検診等受診以前の者で、アからオまでに掲げる者に準じ、特に市長が必要と認めたもの</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第3条～第16条 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和6年8月1日から施行し、同日以後の受診に係る医療費分から適用する。</u></p>

重度心身障害者及び母子、父子家庭の医療費の支給に関する条例の一部改正について

1 改正の概要

○ 受給者（重度心身障害者）の対象拡大 条例第2条第1項第2号に追加

重度心身障害者の健康の保持増進を図るため、身体障害者手帳1～3級及び概ね知能指数35以下と判定された者を対象とする重度心身障害者医療事業について、精神障害者保健福祉手帳所持者（1級及び2級の一部）を助成対象に加える。

【改正前】

ア	身体障害者手帳 1級、2級又は3級
イ	知的障害者 概ねIQ35以下
ウ	3歳児検診等受診以前の者で、ア又はイに掲げる者に準じ特に市長が必要と認めたもの



【改正後】

ア	身体障害者手帳 1級、2級又は3級
イ	知的障害者 概ねIQ35以下
ウ	精神障害者保健福祉手帳 1級
エ	精神障害者保健福祉手帳再認定で1級から2級へ変更となった方 再認定後の有効期限内（2年間）
オ	精神障害者保健福祉手帳2級で知的障害IQが概ね50以下にある方
カ	3歳児検診等受診以前の者で、アからオに掲げる者に準じ特に市長が必要と認めたもの

2 施行日

○ 令和6年8月1日から施行し、同日以後の受診に係る医療費分から適用

3 制度該当者見込数

※令和6年4月1日現在

○ 29人（内訳：精神障害者保健福祉手帳 1級：18人、2級：11人）

【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和 6 年 6 月 定例会

議案の 件 名	議案第68号 京丹後市重度心身障害者及び母子、父子家庭の医療 費の支給に関する条例の一部改正について	政策等 の区分	計画 ・ 事業 ・ 条例 その他（ ）
------------	--	------------	-------------------------------

<<政策等の概要>> 重度心身障害者の健康の保持増進を図るため、身体障害者手帳1～3級及び療育手帳A判定所持者等を対象とする重度心身障害者医療事業について、精神障害者保健福祉手帳所持者（1級及び2級の一部）を助成対象に加えるものである。 拡充助成対象 精神障害 1級 精神障害 2級かつIQ概ね50以下 精神障害者手帳更新で1級→2級となった方（次回更新時まで）	<<市民参加の状況>> 有 ・ 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）													
	<<財源措置の状況>>（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）													
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源								
<<政策等の必要性>> 身体障害者、知的障害者と同様に、重度な精神障害者においても医療費負担の軽減を図り、必要な医療を安心して受けていただくことが必要である。	<<将来にわたる効果及び経費の状況>> 重度心身障害者の医療費負担の軽減を図り、もって重度心身障害者の健康の保持増進に寄与する。													
<<提案に至るまでの経緯>> ・ 令和6年3月29日 京都府福祉医療助成事業費補助金交付要綱の一部改正（精神障害者保健福祉手帳1級、2級の一部が対象となる） ・ 令和6年5月15日 例規審査委員会	<<総合計画等の整合>> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="background-color: #fff9c4;">総合計画 計画項目</td> <td style="background-color: #fff9c4; text-align: center;">9</td> <td style="background-color: #fff9c4;">地域包括医療・ケア体制の充実</td> </tr> </table> ○その他の計画(該当する場合のみ) <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="background-color: #fff9c4;">計画名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="background-color: #fff9c4;">策定年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="background-color: #fff9c4;">計画期間</td> <td></td> </tr> </table>					総合計画 計画項目	9	地域包括医療・ケア体制の充実	計画名称		策定年度		計画期間	
総合計画 計画項目	9	地域包括医療・ケア体制の充実												
計画名称														
策定年度														
計画期間														
<<政策等の実施時期>> 令和6年8月1日から施行し、同日以後の受診に係る医療費分から適用する。	担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）											
	市民環境部	保険事業課	有 ・ 無											